お知らせ

記念品 出生・婚姻した市民に (写真立て) を贈呈

ちぎ市民討議会 2013 開催

「とちぎ市民討議会 2013」を7月下旬に開催し ます。

この事業は、 住民参画の先進 地であるドイツ の「プラヌンク スツェレ」と呼 ばれるシステム を参考にしたも



ので、これまで行政に声を届ける機会の少なかった 市民の参加を促し、声なき声を集約する効果があり ます。

本市と一般社団法人栃木青年会議所との共催で行 うこの事業は、今回で6回目の開催となります。

参加者は 18 歳以上の市民の中から、無作為抽出 で選ばれます。

該当した皆さんには、5月中旬頃に参加依頼の通 知が届きますので、ぜひご参加ください。

とちぎ市民討議会 2013 実行委員会(本 秘書広 **2** 21 - 2224)

を要する高齢者に、 重度の障がい者及び通院 福祉タ

問合先

藤岡ライオン

ズクラブ番62

-2328

当課

本年度福祉タクシー 利用助成券を交付

健康福祉課 245 健康福祉課 29 健康福祉課 62 健康福祉課 292

は手続きが必要です。

件を満たさなくなった場合 の対象となるなど、支給要 本 健康増進課 16時(12時~13時除く) ◇市役所、9時30分~ 所で献血を行います。 5月17日 (金) 2か

時除く) 10時~16時(12時~13間店(藤岡町藤岡)、 ◇ファミリーマート藤 (藤岡町藤岡)、 25 3 5 1

栃木市の産業振興施策のご案内

定後に、公的年金等の受給

♥愛の献血にご協力を

◆その他

各産業分野の支援施策として、今年度も引続き下記メニューを用意していま

すので、ご活用ください。詳細は、各担当課まで問い合わせください。				
	経営支援事業	空き店舗活用促進事業	産業財産権取得支援事業	新規就農サポート事業
概要		び出店後の専門家相談 に係る経費の一部を補 助する制度	ど産業財産権の取得に要	
限度額・補助率等	に要する企業が負担する経費の全額。(派遣1回につき1万6千円、年度内に4回まで利用可能、最大6万4	に相当する額(上限 100万円)。家賃:12	対象経費の 2/3 の額。 ただし、特許権は 50 万 円、実用新案権、意匠権 及び商標権は 10 万円を 限度とする。	補助額上限 10 万円。
補助対象	市内で1年以上事業を営む中小企業者で、 栃木県産業振興センター「専門家派遣事業」 の採択を受けた者		営む中小企業者で、産業 財産権を取得後、6か月 以内に申請するもの	・市内に3年以上住所
担业	商工観光課商工振興担当			農林課農業振興担当

2504 • 2541

2 21

時期、 ます。 ⑨父または母が重度の障が 児童の生年月日等で、制度 ※該当する障がいに至った なっている児童は、児童扶 ※障害年金の子の加算と 明である児童(孤児など) 産した児童®父母ともに不 ⑦母が婚姻によらないで出 年以上拘禁されている児童 母が法令により引き続き1 24年8月改正) ⑥父または が明らかでない児童④父ま 上申請できない場合があり 養手当の対象になりません。 いの状態にある児童 命令が出された児童(平成 たは母が裁判所からの保護 たは母に引き続き1年以上 遺棄されている児童⑤父ま 申請者が父か母か、 いる方②身体障害者手帳、 等の外出を支援していま 健福祉手帳を所持している 療育手帳又は精神障害者保 方)①要介護認定を受けて の①又は②に該当している 乗り降りが困難な方で、 ◆対象者(普通乗用車への が困難な方の市外への通院 サービス車両運行中障がい者等外出支援 普通乗用車への乗り降り

次

◆運行車両

リフト車又は

板倉町) ④埼玉県

(加須市)

結城市) ③群馬県 (館林市)

スロープ車

◆運行日、

時間

月曜日か

区分

老人福祉センター等※1利用者

障がい者(手帳開示)及び介護者 150円

(中学生以上)

子ども(3歳児~小学生)

深め、住み続けたいと思っ 幸せを願い、市への愛着を に、記念品(写真立て)を は婚姻届を提出された市民

4月1日以降に出生届マ

贈りしています。末永い

します。婚姻届については、 ていただく一助として実施

贈りしています。

らしの豆知識」を併せてお 新生活に役立つ小冊子「く

大生活環境課 243

生活環境課 62

0903 9209 本 市民生活課 21-2147

きません(父子家庭を除く)。 成15年4月1日以前の方は、 場合②市外の介護保険や障 の通院、入院又は退院する 時効により手当の請求がで 5年を経過した日が、平 ※支給要件に該当してから 婚姻関係にあるとき は母が婚姻または事実上 がい福祉サービス事業所を ◆運行①市外の医療機関へ

5月号

対象者

次の①~⑨の児

児童扶養手当のご案内

生活環境課 292

0306

◆非該当となる場合

①児童福祉施設などに入

生活環境課 29

広報とちぎ

3 月 31 日

(中度以上の障が

児の場合は20歳未満ま

18歳に達する日以後最初の

本人が公的年金(遺族年金・ たとき②申請者(受給者) 所したり、里親に預けられ

童を養育する方。

児童は、

児童②父または母が死亡し

①父母が婚姻を解消した

について支給される遺族年

児童が、父または母の死亡 受けることができるとき③ 障害年金・老齢年金等)を

◆支給の制限

た児童③父または母の生死

ことができるとき④父また

金または遺族補償を受ける

で)以前で

所得に応じ、手当の支給区 請月によっては前々年)の 分(全部支給・一部支給・ び扶養義務者等の前年(申 申請者およ 出を行えば、一部支給停止 求職活動中などの場合は 中に該当予定者を含む)が 定められた時期に所定の 対象です。ただし、就業・ 止適用除外届出について に該当している方(本年度 要件から5年を経過する等 (該当者に、6月下旬に通 全部停止)が決まります。 にはなりません。 ◆児童扶養手当一部支給停 児童扶養手当の受給

児童扶養手当認 す。 要とする方③65歳以上80歳 対象者

院し、タクシーの利用を必 保健福祉手帳(1級)のい 以上の方で、月1回以上通 ずれかをお持ちの方②8歳 帳 (1・2級)、療育手帳 (A 次のいずれかに該当される ク は対象外)①身体障害者手 方(施設へ入所している方 1・A2)又は精神障害者 シー 利 用券を交付し ◎市内在住で、 ま

課 21 - 2424 会費22-4457、FAX 22 4 4 6 7 市社会福祉協議 本 社会福祉 かん○高齢者の方①通院を 度障がい者の方①手帳②印

あります)

き100円から市内移動分

◆問合先

◆利用料 利用距離*。につ

を蔵タク料金として差し引

いた額(利用料金の助成が

17時(休日及び12月30日か ら金曜日の平日の9時から

ら翌年1月3日を除く)

なります。

◆申請に必要なもの

○重

証明する書類(前月分の領

収書等を8歳以上の方は1

65歳以上80歳未満の方

及率は、昨年6月で6・9% 月で4年が経過し、推計普

2553

2 21

警報器は大丈夫ですか。 あなたの家の住宅用火災 設置が義務付けられて6 お知らせ

時から吹上公民館(吹 上町)で開催します。 会を5月20日 (月) 教育総務課☎21-2711 5月の定例教育委員

14

院し、タクシー 要とする方 未満の ◆利用券 方で、 0月 の利用を必 4 枚あたり ·回以上通

岩舟町)②茨城県(古河市、三川町、壬生町、野木町、

初乗り

300円

小山市、下野市、上

宮市、

足利市、

佐野市、

鹿

乗り継ぎ

200 円

100円

% 2

利用する場合

(参考)

◆運行範囲①栃木県

(宇都

500円助成で、支払が1. す。10月1日以降に申請し ※前記の枚数は9月30日 を受けている方は、年2枚 枚交付、ただし、人工透析 枚まで使用できます○年12 000円を超える場合は2

(月) までの申請の場合で

: 長寿園、泉寿園、福寿園、ゆうゆうプラザ、渡良瀬の里、西方ふれあいプラザ : 北部エリアと南部エリアとの間を乗り継ぐ場合、乗り継いだ後の運賃

た場合は交付枚数が半数に

本 社会福祉課 ☎21-2424 者の印かんも必要) 課で受付。 課及び各総合支所健康福祉 ◆申請受付 本庁社会福祉 大健康福祉課 245 歴健康福祉課 ☎62

定例教育委員会開催

住宅用火災警報器の

るには、住宅用火災警報器 が切り札となります。①設 あります。火災から身を守 られた人の8割が高齢者 ◆問合先 消防本部予防課 する―を守りましょう。 置する②適切な維持管理を で、今後も増加する恐れが 22 0 1 1 9

していない状態です。 だ住宅用火災警報器を設置 また、住宅火災で亡くな

ん・代理申請の場合(代理 る書類(保険証等)③印か は4枚必要)②年齢のわか

です。 3分の1の世帯がま